

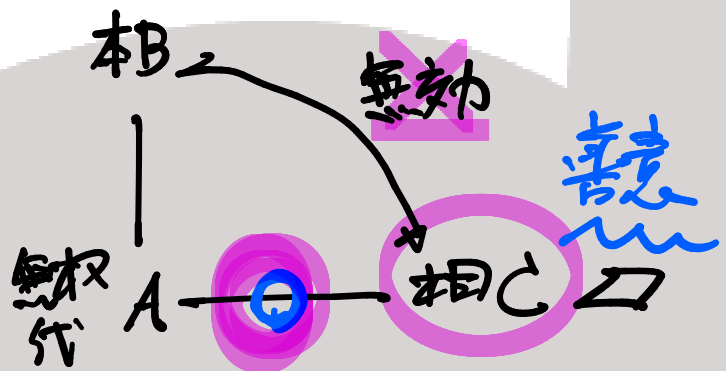
無権代理の相手方の取消権 H02-05-4 <<#306>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bの代理人として、C所有の土地についてCと売買契約を締結したが、その際に掲げ
るような事情があった。BがAに代理権を与えていなかった場合は、Cは、そのことについて善意
であり、かつ、**Bの追認がないとき、当該売買契約を取り消すことができる。**

<<ポイント1>> 無権代理の相手方の取消権

代理権を有しない者がした契約は、**本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことがで
きる。**ただし、契約の時に代理権を有しないことを**相手方が知っていたときは、この限り
でない。**(民法 115 条)



<<ポイント2>> 無権代理行為の追認

追認は、別段の意思表示がないときは、**契約の時にさかのぼって**その効力を生ずる。(民法
116 条本文)

【答え】 正しい